

第40回大和市開発審査会会議録

会議名 (審議会等の名称)		第40回大和市開発審査会
開催日時		平成22年 6月24日(木) 午前9時30分から午後2時20分まで
開催場所		大和市役所 5階 委員会室
議題		①審査請求について(非公開) ②口頭審理(公開) ③審査請求の裁決について(非公開)
出席状況	委員	柴田会長、斎藤委員、遠藤委員、三輪委員、村松委員
	事務局(担当)	渋谷街づくり計画部長 街づくり総務課4人(石井課長、飯塚主幹、長谷川、重久)
	傍聴人数	議題②: 2名
公開・非公開の状況		■ 公開(議題②) ■ 非公開(議題①、③)
非公開・一部非公開の場合 はその理由		【議題①、③について】市民参加推進条例(会議の公開等)第11条第1項第2号に基づき、非公開とした。
審議又は検討経過及び結果		<p>審議内容</p> <p>【議題①: 審査請求について】(非公開)</p> <p>【議題②: 口頭審理】(公開)</p> <p>1. 開発審査会委員の紹介</p> <p>2. 出席者の確認: 審査請求人側2名、処分庁側3名</p> <p>3. 審査請求人側、処分庁側双方に補足説明を求めた。 (1) 審査請求人側が、審査請求書、反論書の内容の補足説明を行った。 (2) 処分庁側が、弁明書の内容に、補足することがない旨の説明を行った。</p> <p>4. 開発審査会より、審査請求人側、処分庁側に各々質問し回答を求めた。 (1) 処分庁側から、審査請求人に対して、「本件開発行為許可申請前に、本件の内容は、都市計画法(以下、法)第34条第12号には該当しない」と、説明を行ったとの説明があった。 (2) 開発審査会から、審査請求人側に対して、釈明を求め、本件開発行為許可申請が法第34条第14号に該当する事案としてなされたものであるとの確認を行った。 (3) 開発審査会から、処分庁側に対して、開発行為許可申請の事前相談の手続きについて、質問があり、処分庁から回答があった。 (4) 審査請求人側、処分庁側の説明から、「完了公告後、法第81条で取消しが可能」と処分庁が、審査請求人に対して説明を行い、その後、その内容を処分庁が、撤回したことが明らかになった。</p>

(5) 開発審査会から、審査請求人側に対して、本件許可申請の理由・経過について質問があり、審査請求人側から、回答があった。

5. 開発審査会から、収用対象事業の施行に伴う事前相談書類について審査の資料とする旨の発言があり、事務局から、審査請求人、補佐人に資料が配付された。

6. 開発審査会より、審査請求人側、処分庁側に他に主張が、無いことを確認して、口頭審理を終了した。

【議題③：審査請求について】（非公開）